令和８年（フ）第５４号
岩手県下閉伊郡普代村第29地割字芦渡71番地１
債務者　長澤　淳美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第５５号
岩手県二戸市浄法寺町和泉田120番地
債務者　安ケ平裕美子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第３０８号
群馬県伊勢崎市曲沢町671番地44　アネーロA101
債務者　佐藤　恵美
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１７号
群馬県吾妻郡草津町大字草津609番地１　C棟44号、旧住所群馬県吾妻郡草津町大字草津178番地４
債務者　一場　　藍
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１８０号
群馬県高崎市江木町599番地３　ビューハイムＣ号
債務者　木下　浩三
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２２７号
群馬県藤岡市立石556番地２、前住所千葉県野田市光葉町二丁目18番地の11
債務者　嶋田　美雪
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２３３号
群馬県高崎市町屋町602番地３
債務者　桒原　　響
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第３３号
千葉県館山市稲1289―２、住民票上の住所千葉県南房総市和田町和田545番地３
債務者　杉山　愛那
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第１８７号
千葉県大網白里市北今泉1343番地６
債務者　花澤　育美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２３０７号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン３－２号棟402号
債務者　江原　光宣
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９６号
大阪府河内長野市寿町２番37―202号、前住所大阪府河内長野市上田町241番地の202
債務者　濱田　　瞬
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９３０号
堺市中区深井清水町3773番地　第２山内マンション303号
債務者　上野　愛恵
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５９号
堺市堺区南旅篭町西３丁７番６号
債務者　金正　友作
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６２号
大阪府河内長野市三日市町1027番地の１〈府営三日市住宅２―401号〉
債務者　宮路　一也
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９８８号
大阪府藤井寺市沢田２丁目９番24号
債務者　倉田　美鈴
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０１９号
堺市西区浜寺諏訪森町西３丁219番地35
債務者　土井真由美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４８号
和歌山県田辺市中辺路町栗栖川332番地の４
債務者　長谷川晃央
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
和歌山地方裁判所田辺支部